

※この様式は、1施設につき1枚作成してください※

申請者名
(法人名又は個人氏名)

株式会社 ○○○

1

施設目（複数枚提出する
場合、整理番号を記
入してください。）

施設名

ショッピングモール ●●●

【該当者のみ提出】

大規模施設運営事業者用申請受付要項P4~5「支給額 算定方法」の「②テナント事業者等の把握管理等に関する算定」又は「③特定百貨店店舗数に関する算定」にて申請する**場合のみ**提出してください。

【一覧に記載するテナント店舗】

下記の要件を全て満たす店舗を記載してください。

- ・対外的に周知している通常時の営業時間が20時を越えている（曜日によって営業時間が異なる場合は、特定の曜日が越えていれば記載可能）。
- ・入居する対象大規模施設が時短営業の要請に応じたことにより、20時までの時短営業となった。
- ・飲食店以外の事業を営むもの。ただし飲食店であっても、テイクアウト専門店、キッチンカー（対象大規模施設との契約に基づき、継続的に事業を営むものに限る）等は対象となる。

【一覧に記載する特定百貨店店舗※】

対象大規模施設内に存在する全ての店舗を記載してください。

※特定百貨店店舗とは

当該店舗の売上が当該百貨店等に入った計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗

店舗名	業種	通常の営業時間	テナント事業者なら「テナント」、特定百貨店店舗なら「特定」と記載
△△△店	衣料品類販売	月～金 10:00～21:00 土 10:00～22:00 日 定休	テナント
▲▲▲ショップ	雑貨類販売	月～日 10:00～21:00	テナント
□□□屋	質屋	月 定休 火～日 10:00～21:00	テナント
■ ■ ■ 店	美容院	月.火.木～日 10:00～20:00 水 10:00～21:00	テナント
○○○ショップ	生活雑貨販売	月.水.金.日 定休 火.木.土 10:00～21:00	テナント
● ● ● 屋	青果品販売	月～日 10:00～21:00	テナント
△△△ショップ	おもちゃ販売	月～日 10:00～21:00	テナント
▲▲▲屋	本屋	月～日 10:00～21:00	テナント
□□□店	スポーツ品販売	月～日 10:00～21:00	テナント
■ ■ ■ ショップ	靴屋	月 定休 火～日 10:00～21:00	テナント

